

○国土交通省告示第千百五号

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年 経済産業省 国土交通省 令第一号）第一条第一項

第二号イ(3)及び同号ロ(3)の規定に基づき、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準の一部を次のように改正する。

令和四年十一月七日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

名 冊 窓	名 冊 樞
<p>1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準 <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）</u>第1条第1項第2号イ(3)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 断熱構造とする部分 外皮については、<u>地域の区分（基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいう。以下同じ。）</u>に及び、断熱及び日射遮蔽のための措置を講じた構造（以下「断熱構造」という。）とすること。ただし、次のイからへまでのいずれかに該当するもの又はこれらに類するものについては、この限りでない。 イ～ホ（略） へ <u>単位住戸（基準省令第1条第1項第2号イ(1)に規定する単位住戸をいう。以下同じ。）</u>の外皮が当該単位住戸と同様の熱的環境の空間に接している場合における当該外皮</p> <p>(2) 外皮の断熱性能等に関する基準 外皮（開口部を除く。）を(1)に定めるところにより断熱構造とする場合にあつては、次のイ又はロに定める基準及びハに定める基準によること。 イ 外皮の熱貫流率の基準 <u>鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）</u>にあつては熱橋（構造部材</p>	<p>1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準 <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準は、次のとおりとする。ただし、鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）</u>の単位住戸（同号イ(1)(i)に規定する単位住戸をいう。以下同じ。）の過半の床が外気、外気に通じる床裏又はこれらと同様の熱的環境の空間に接している場合（当該単位住戸が地域の区分（同条第2項第2号イ(1)(i)及び(ii)の地域の区分をいう。以下同じ。）の8の地域に存するものである場合を除く。）を除く。</p> <p>(1) 断熱構造とする部分 外皮については、<u>地域の区分</u>に及び、断熱及び日射遮蔽のための措置を講じた構造（以下「断熱構造」という。）とすること。ただし、次のイからへまでのいずれかに該当するもの又はこれらに類するものについては、この限りでない。 イ～ホ（略） へ <u>単位住戸</u>の外皮が当該単位住戸と同様の熱的環境の空間に接している場合における当該外皮</p> <p>(2) 外皮の断熱性能等に関する基準 外皮（開口部を除く。）を(1)に定めるところにより断熱構造とする場合にあつては、次のイ又はロに定める基準及びハに定める基準によること。 イ 外皮の熱貫流率の基準 <u>鉄筋コンクリート造等の単位住戸</u>にあつては熱橋（構造部材、<u>下地材、窓枠下材</u>その他断熱構造を貫通する部分であつて、断熱</p>

、下地柱その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下イにおいて同じ。)となる部分を除いた外皮の熱貫流率(内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。)が、その他の構造、構法又は工法にあつては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した外皮の熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、部位、断熱材の施工法及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であると。

建築物の種類	構造、構法又は工法	部位	断熱材の施工法	熱貫流率の基準値 (単位 1平方メートル 1度につきワット)				
				地域の区分				
				1及び2	3	4	5、6及び7	8
一戸建ての住宅	鉄筋コンクリート造等	屋根又は天井	内断熱	0.11	0.	0.	0.18	1.
			外断熱	0.09	0.	0.	0.16	1.
		壁	両面断熱	0.17	0.	0.	0.24	1.
			内断熱	0.18	0.	0.	0.35	26
			外断熱又は両面断熱	0.33	0.	0.	0.51	

性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下イにおいて同じ。)となる部分を除いた外皮の熱貫流率(内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であつて、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。)が、その他の単位住戸にあつては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した外皮の熱貫流率が、それぞれ断熱材の施工法、部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

単位住戸の種類	断熱材の施工法	部位	熱貫流率の基準値 (単位 1平方メートル1度 につきワット)				
			地域の区分				
			1及び2	3	4、5、6及び7	8	
鉄筋コンクリート造等の単位住戸	内断熱工法	屋根又は天井		0.27	0.35	0.37	1.18
			井	0.39	0.49	0.75	
		床	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	
			その他の部分	0.38	0.46	0.53	

床	外気に接する部分	内断熱又は両面断熱	0.18	0.18	0.39	/
		外断熱	0.08	0.08	0.29	
	その他の部分	内断熱又は両面断熱	0.31	0.31	0.61	/
		外断熱	0.16	0.16	0.46	
土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	内断熱、外断熱又は両面断熱	0.27	0.27	0.52	/
		その他の部分	0.71	0.71	1.38	
	屋根又は天井	その他の部分	0.17	0.24	0.24	0.99
		外気に接する部分	0.35	0.53	0.53	
その他の構造、構法又は工法	外気に接する部分	その他の部分	0.24	0.34	0.34	/
		その他の部分	0.34	0.48	0.48	
	外気に接する部分	内断熱、外断熱	0.27	0.52	0.52	/

外断熱工法	土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.52	0.62	0.98	/
		その他の部分	1.38	1.60	2.36	
	屋根又は天井	外気に接する部分	0.32	0.41	0.43	1.26
		その他の部分	0.49	0.58	0.86	
	土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	/
		その他の部分	0.38	0.46	0.53	
	土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.52	0.62	0.98	/
		その他の部分	1.38	1.60	2.36	
	屋根又は天井	外気に接する部分	0.17	0.24	0.24	0.99
		その他の部分	0.35	0.53	0.53	
その他の単位	外気に接する部分	0.24	0.24	0.34	/	
	その他の部分	0.35	0.53	0.53		
住戸	外気に接する部分	0.24	0.24	0.34	/	

共同住宅又は複合建築物の住宅部分	鉄筋コンクリート造等	の外の周部分の基礎	する部分	熱又は						
			その部分	熱	0.71	0.71	1.38			
共同住宅又は複合建築物の住宅部分	鉄筋コンクリート造等	壁	他の部分	熱						
					0.71	0.71	1.38			
		屋根又は天井	内断熱							
				0.38	0.55	0.75	0.92	1.18		
		壁	外断熱又は両面断熱							
				0.40	0.57	0.77	0.94	1.26		
壁	内断熱									
		0.47	0.70	0.97						
床	外断熱又は両面断熱									
		0.63	0.86	1.13						
床	内断熱又は両面断熱									
		0.44	0.61	0.81	0.98					
床	外断熱									
		0.27	0.44	0.64	0.81					
土間床等の外周部分	外気に接する部分	その他の部分	内断熱又は両面断熱	0.64	0.88	1.17				
		外断熱	0.40	0.64	0.93	1.17				
土間床等の外周部分	外気に接する部分	内断熱、外断熱又は両面断熱	0.52	1.22						

土間床等の外周部分の基礎	部分				
	その他の部分	0.34	0.34	0.48	
外気に接する部分	0.27	0.27	0.52		
	0.71	0.71	1.38		

備考
(新設)

1 鉄筋コンクリート造等の単位住戸において、「内断熱工法」とは構造体の内側に断熱施工する方法をいい、「外断熱工法」とは構造体の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。

2 単位住戸において複数の単位住戸の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあつては、それぞれの単位住戸の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の熱貫流率の基準値を適用するものとする。

3 土間床等とは、地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないものをいう。以下同じ。

4 土間床等の外周部分の基礎は、基礎の外側又は内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、熱貫流率が表に掲げる基準値以下となる仕様で基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工された

もの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとし
なければならぬ。
(新設)

その 他の 構造 、構 法又 は工 法	分の 基礎 壁	その 他の 部分	熱	1.38					3.08					
				08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	
屋根又は天 井	壁	外気 に接 する 部分	内断熱 、外断 熱又は 両面断 熱	0.41	0.	0.	0.	0.93	0.	0.47	0.	0.	0.92	0.
				58	76			99						
床	土間 床等 の外 周部 分の 基礎 壁	外気 に接 する 部分	内断熱 、外断 熱又は 両面断 熱	0.34	0.	0.	0.	0.40	0.	0.49	0.	0.	0.57	0.
				40	40									
その他 の部分	土間 床等 の外 周部 分の 基礎 壁	外気 に接 する 部分	内断熱 、外断 熱又は 両面断 熱	0.71	1.	1.	1.	1.22	0.	1.60	3.	3.	3.08	0.
				22	22			08	08	08				

備考

1 「一戸建ての住宅」とは、一棟の建築物からなる一戸の住宅をいい、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいい、「複合建築物」とは、基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいい、「住宅部分」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。

2 「内断熱」とは、鉄筋コンクリートその他これに類する構造体（以下備考の2において「鉄筋コンクリート等の構造体」という。）の室内側に断熱施工する方法をいい、「外断熱」とは、鉄筋コンクリート等の構造体の室外側に断熱施工する方法をいい、「両面断熱」とは、鉄筋コンクリート等の構造体の室内側及び室外側の両方に断熱施工する方法をいう。以下同じ。

3 単位住戸において複数の構造、構法若しくは工法又は断熱材の施工法を採用している場合にあつては、それぞれの構造、構法若しくは工法又は断熱材の施工法に応じた各部位の熱貫流率の基準値を適用するものとする。

4 「土間床等」とは、地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆つたもの又は床裏が外気に通じないものをいう。以下同じ。

5 土間床等の外周部分の基礎壁は、当該基礎壁の室外側若しくは室内側又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。

6 表において、床の外気に接する部分のうち単位住戸の床面積の合計に0.05を乗じた面積以下の部分については、その他の部分とみなすことができる。

ロ 断熱材の熱抵抗の基準

(イ) 各部位（鉄骨造における壁であつて断熱材の施工法が充填断熱（木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造において、屋根にあつては屋根組材の間、天井にあつては天井面、壁にあつては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあつては床組材の間に断熱施工する方法をいう。以下同じ。）であるものを除く。）の断熱材の熱抵抗が、建築物の種類

ロ 断熱材の熱抵抗の基準

(イ) 各部位（鉄骨造の単位住戸の壁であつて断熱材の施工法が外張断熱工法（木造、枠組壁工法又は鉄骨造の単位住戸において、屋根及び天井にあつては屋根たる木、小屋梁及び軒桁の外側、壁にあつては柱、間柱及びたて枠の外側、外気に接する床にあつては床組材の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。）及び内張断熱工法（木造、枠組壁工法又は鉄骨

構造、構法又は工法、断熱材の施工法及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上であること。

建築物の種類	構造、構法又は工法	部位	断熱材の施工法	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)				
				地域の区分				
				1及び2	3	4	5、6及び7	8
一戸建ての住宅	鉄筋コンクリート造等	屋根又は天井	内断熱	8.9	5.4	5.4	5.4	0
			外断熱	10.9	6.1	6.1	6.1	0
		壁	片面断熱	5.7	4.0	4.0	4.0	0
			内断熱	5.4	2.7	2.7	2.7	0
			外断熱	2.8	1.8	1.8	1.8	

造の単位住戸において、壁において柱及び間柱の内側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。) 以外であるものを除く。) の断熱材の熱抵抗が、単位住戸の種類、断熱材の施工法及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上であること。

単位住戸の種類	断熱材の施工法	部位	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)				
			地域の区分				
			1及び2	3	4、5、6及び7	8	
鉄筋コンクリート造の単位住戸	内断熱工法	屋根又は天井	1及び2	3.6	2.7	2.5	0.62
			3	1.8	1.1		
		床	外気に接する部分	2.3	1.8	1.1	
			外気に接する部分	3.2	2.6	2.1	
		土間床等の外周部分の基礎	2.2	1.8	1.5		
		外気に接する部分	1.7	1.4	0.8		
		その他の部分	0.5	0.4	0.2		

熱又は面 面断熱	5.3	5.3	2.3	8	2.3	2.3	0
	内断熱又は面断熱	5.3	2.3	3	2.3	2.3	0
外気に接する部分	12.3	12.3	3.2	3	3.2	3.2	0
	外断熱	12.3	3.2	2	3.2	3.2	0
その他の部分	2.9	2.9	1.3	1	1.3	1.3	0
	内断熱又は面断熱	2.9	1.3	3	1.3	1.3	0
土間床等の外周部分の基礎	5.9	5.9	1.8	1	1.8	1.8	0
	外断熱	5.9	1.8	8	1.8	1.8	0
屋根又は天井	6.6	4.6	4.6	4	4.6	4.6	0
	外気に接する部分	6.6	4.6	6	4.6	4.6	0
天井	5.7	4.0	4.0	4	4.0	4.0	0
	外気に接する部分	5.7	4.0	4	4.0	4.0	0

外断熱工法	3.0	2.2	2.0	0.57	0.57	0.57	0
	屋根又は天井	3.0	2.2	2.0	0.57	0.57	0
床	1.8	1.5	0.9	2.1	0.9	0.9	0
	外気に接する部分	1.8	1.5	0.9	2.1	0.9	0
土間床等の外周部分の基礎	2.2	1.8	1.5	0.8	1.5	1.5	0
	外気に接する部分	2.2	1.8	1.5	0.8	1.5	0
屋根又は天井	6.6	4.6	4.6	0.96	4.6	4.6	0
	外気に接する部分	6.6	4.6	4.6	0.96	4.6	0
天井	5.7	4.0	4.0	0.78	4.0	4.0	0
	外気に接する部分	5.7	4.0	4.0	0.78	4.0	0
床	3.3	2.2	2.2	3.3	2.2	2.2	0
	外気に接する部分	3.3	2.2	2.2	3.3	2.2	0
土間	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7	1.7	0
	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7	0

壁	外気に接する部分	3.3	2.2	2.	2.2	.78
		5.2	5.2	3.	3.3	
床	外気に接する部分	3.3	3.3	2.	2.2	/
		3.3	3.3	2.	2.2	
土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	3.5	3.5	1.	1.7	/
		1.2	1.2	0.	0.5	
木造枠組壁工法	屋根又は天井	6.6	4.6	4.	4.6	0
		5.7	4.0	4.	4.0	
壁	外気に接する部分	3.6	2.3	2.	2.3	/
		4.2	4.2	3.	3.1	

枠組壁工法の単位住戸	充填断熱工法	床	外気に接する部分	3.6	2.3	2.3	/
				4.2	4.2	3.1	
木造枠組壁工法又は鉄骨	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井	外気に接する部分	5.7	4.0	4.0	0.78
				2.9	1.7	1.7	
枠組壁工法の単位住戸	充填断熱工法	土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	3.1	3.1	2.0	/
				1.2	1.2	0.5	
木造枠組壁工法又は鉄骨	外張断熱工法又は内張断熱工法	土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	/
				1.2	1.2	0.5	
木造枠組壁工法又は鉄骨	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井	外気に接する部分	5.7	4.0	4.0	0.78
				2.9	1.7	1.7	
木造枠組壁工法又は鉄骨	外張断熱工法又は内張断熱工法	土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	3.1	3.1	2.0	/
				1.2	1.2	0.5	
木造枠組壁工法又は鉄骨	外張断熱工法又は内張断熱工法	土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	/
				1.2	1.2	0.5	
木造枠組壁工法又は鉄骨	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井	外気に接する部分	5.7	4.0	4.0	0.78
				2.9	1.7	1.7	
木造枠組壁工法又は鉄骨	外張断熱工法又は内張断熱工法	土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	3.1	3.1	2.0	/
				1.2	1.2	0.5	
木造枠組壁工法又は鉄骨	外張断熱工法又は内張断熱工法	土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	/
				1.2	1.2	0.5	
木造枠組壁工法又は鉄骨	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井	外気に接する部分	5.7	4.0	4.0	0.78
				2.9	1.7	1.7	

木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造	土間床等の外	に接する部分		内断熱、外断熱	3.5	3.5	1.7	0
		他の部分	外気に接する部分					
屋根又は天井	基礎部分	他の部分	他の部分	は両面断熱	1.2	1.2	0.5	0
		外気に接する部分	外気に接する部分	外張断熱又は内張断熱	5.7	4.0	4.0	0
壁	外気に接する部分	他の部分	他の部分	内断熱	2.9	1.7	1.7	8
		外気に接する部分	外気に接する部分	外張断熱又は内張断熱	3.8	3.8	2.5	7
土間床等の外	外気に接する部分	他の部分	他の部分	内断熱	3.5	3.5	1.7	7
		外気に接する部分	外気に接する部分	外張断熱又は内張断熱	1.7	1.7	0.5	0

造の単位住戸	工法	部分		1.2	1.2	0.5	0
		他の部分	外気に接する部分				
	土間床等の外周部分の基礎	他の部分	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	0
		外気に接する部分	外気に接する部分	1.2	1.2	0.5	0

備考

- 1 木造又は枠組壁工法の単位住戸において、「充填断熱工法」とは、屋根にあつては屋根組材の間、天井にあつては天井面、壁にあつては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあつては床組材の間に断熱施工する方法をいう。以下（イ）において同じ。
- 2 単位住戸において複数の単位住戸の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあつては、それぞれの単位住戸の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の熱抵抗の基準値を適用するものとする。
- 3 鉄筋コンクリート造等の単位住戸における一の部位において内断熱工法と外断熱工法を併用している場合にあつては、外側の断熱材の熱抵抗と内側の断熱材の熱抵抗の合計値について、表に掲げる内断熱工法の基準値により判定できるものとする。
- 4 木造又は枠組壁工法の単位住戸における一の部位において充填断熱工法と外張断熱工法を併用している場

共同住宅又は複合建築物の住宅部分	鉄筋コンクリート造等	周部分の基礎壁	部分 他の部分	熱又は両面断熱	1.2	1.2	0.5	0.5										
					1.2	0.5												
共同住宅又は複合建築物の住宅部分	鉄筋コンクリート造等	屋根又は天井	内断熱	内断熱	2.5	1.6	1.1	0.9	0									
					外断熱又は両面断熱	外断熱又は両面断熱	2.3	1.6	1.1	0.9	0							
							内断熱	内断熱	1.9	1.2	0.8	0.8						
									1.4	1.0	0.7	0.7						
					外断熱又は両面断熱	外断熱又は両面断熱	2.0	1.4	1.1	0.8	0.8	0.8						
													外断熱	外断熱	3.5	2.0	1.1	1.0
															1.2	0.8	0.5	0.4
					床	外気に接する部分	内断熱又は両面断熱	内断熱又は両面断熱	2.0	1.4	1.1	0.8	0.8					
														その他の部分	内断熱又は両面断熱	1.2	0.8	0.5

合にあつては、外張部分の断熱材の熱抵抗と充填部分の断熱材の熱抵抗の合計値について、表に掲げる充填断熱工法の基準値により判定できるものとする。

5 土間床等の外周にあつては、基礎の外側又は内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。

6 一戸建ての住宅にあつては、表において、床の外気に接する部分のうち当該一戸建ての住宅の床面積の合計に0.05を乗じた面積以下の部分については、その他の部分とみなすことができる。

木造軸組構造又は木造枠組壁工法	土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	内断熱、外断熱又は両面断熱	面断熱				
				外断熱	外断熱	外断熱	外断熱	
木造軸組構造又は木造枠組壁工法	屋根又は天井	屋根	充填断熱	2.9	2.0	1.4	1.1	1
				2.3	1.6	1.1	0.9	0
	壁	外気に接する部分	内断熱、外断熱又は両面断熱	2.5	1.8	1.1	1.1	1
				3.4	2.9	2.9	2.9	2.9
				2.1	1.7	1.7	1.7	1.7
	床	外気に接する部分	内断熱、外断熱又は両面断熱	2.1	1.7	1.7	1.7	1.7
				3.4	2.9	2.9	2.9	2.9
				2.1	1.7	1.7	1.7	1.7
	土間床等の外周部分	外気に接する部分	内断熱、外断熱又は両面断熱	1.2	0.6	0.6	0.6	0.6
				1.2	0.6	0.6	0.6	0.6

木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造	壁	屋根又は天井	その他の部分		は両面断熱	0.4	0.1	0.	0.1	0
			外気に接する部分	その他の部分						
木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造	壁	屋根又は天井	外気に接する部分	その他の部分	外張断熱又は内張断熱	2.2	1.6	1.	1.0	9
			土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	内断熱、外断熱又は両面断熱	2.5	1.7	1.	1.0	0
木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造	床	外気に接する部分	その他の部分	その他の部分	内断熱、外断熱又は両面断熱	3.1	2.6	2.	2.6	
						0.4	0.1	0.	0.1	
木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造	土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	その他の部分	その他の部分	内断熱、外断熱又は両面断熱	1.2	0.6	0.	0.6	
						0.4	0.1	0.	0.1	

備考

1 木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造において「外張断熱」とは、屋根及び天井にあつては屋根たる木、小屋梁及び軒桁の室外側、壁にあつては柱、間柱及びたて枠の室外側、外気に接する床にあつては床組材の室外側に断熱施工する方法をいい、「内張断熱

1とは、壁において柱及び間柱の室内側に断熱施工する方法をいう。以下(イ)において同じ。

2 単位住戸において複数の構造、構法若しくは工法又は断熱材の施工法を採用している場合にあつては、それぞれの構造、構法若しくは工法又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の熱抵抗の基準値を適用するものとする。

3 鉄筋コンクリート造等において、両面断熱を採用している場合にあつては、室外側の断熱材の熱抵抗と室内側の断熱材の熱抵抗の合計値について、表に掲げる両面断熱の基準値により判定する。

4 木造軸組構法又は木造枠組壁工法において、一部の部位に充填断熱と外張断熱を併用している場合にあつては、外張部分の断熱材の熱抵抗と充填部分の断熱材の熱抵抗の合計値について、表に掲げる充填断熱の基準値により判定する。

5 土間床等の外周部分の基礎壁は、当該基礎壁の室外側若しくは室内側又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。

6 表において、床の外気に接する部分のうち単位住戸の床面積の合計に0.05を乗じた面積以下の部分については、その他の部分とみなすことができる。

(ロ) 鉄骨造における壁であつて断熱材の施工法が充填断熱であるものの当該断熱材の熱抵抗が、建築物の種類、外装材(鉄骨柱及び梁の外気側において鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。以下(ロ)において同じ。)の熱抵抗、断熱

(ロ) 鉄骨造の単位住戸の壁であつて断熱材の施工法が外張断熱工法及び内張断熱工法以外であるものの当該断熱材の熱抵抗が、地域の区分、外装材(鉄骨柱及び梁の外気側において鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。以下(ロ)にお

材を施工する箇所の区分、鉄骨柱が存する部分以外の壁（以下（ロ）において「一般部」という。）の断熱層を貫通する金属製下地部材（以下（ロ）において「金属部材」という。）の有無及び地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上であること。

建築物の種類	外装材の熱抵抗	断熱材を施工する箇所の区分	一般部の断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)				
				地域の区分				
				1及び2	3	4	5、6及び7	8
一戸建ての住宅	0.56以上	鉄骨柱、鉄骨梁部分一般部	なし	1.91	0.6	0.0	0.08	
				2.12	1.0	1.0	1.08	
					8	8		
	0.15以上 0.56未満	金属部材	あり	3.57	2.2	2.2	2.22	
				0.72	0.3	0.3	0.33	
					3	3		
0.15以上 0.56未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分一般部	なし	1.91	0.8	0.3	0.31		
			2.43	1.4	1.4	1.47		

いて同じ。)の熱抵抗、鉄骨柱が存する部分以外の壁（以下（ロ）において「一般部」という。）の断熱層を貫通する金属製下地部材（以下（ロ）において「金属部材」という。）の有無及び断熱材を施工する箇所の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上であること。

地域の区分	外装材の熱抵抗	一般部の断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)		
			鉄骨柱、鉄骨梁部分	一般部	一般部の断熱層を貫通する金属部材
1及び2	0.56以上	無し	1.91	2.12	
			1.91	3.57	0.72
			1.91	2.43	
2	0.15以上 0.56未満	有り	1.91	3.57	1.08
			1.91	3.00	
3	0.15未満	無し	1.91	3.57	1.43
			1.91	1.08	
3	0.56以上	有り	0.63	2.22	0.33
			0.63	1.47	
3	0.15以上 0.56未満	無し	0.85	2.22	
			0.85	0.50	

共同住宅又は複合建築物の住宅部分	0.5以上	鉄骨柱、鉄骨梁部分	あり	3.57	7	7	2.22	/
			なし	3.00	1.7	1.7	1.72	/
			あり	3.57	2.2	2.2	2.22	/
		金属部材	あり	1.43	0.7	0.7	0.72	/
			なし	1.2	1.2	0.4	0.4	/
			あり	1.5	1.0	1.0	1.0	/
	0.1以上 0.5未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分	あり	1.6	1.6	0.8	0.8	/
			なし	1.9	1.4	1.4	1.4	/
			あり	3.0	2.4	2.3	2.3	/
		金属部材	あり	1.2	0.7	0.7	0.7	/
			なし	1.7	1.7	0.9	0.9	/
			あり	1.7	1.7	0.9	0.9	/

4、5、6及び7 の 8	0.15未満	無し	1.27	1.72	/
		有り	1.27	2.22	0.72
	0.56以上	無し	0.08	1.08	/
		有り	0.08	2.22	0.33
	0.15以上 0.56未満	無し	0.31	1.47	/
		有り	0.31	2.22	0.50
	0.15未満	無し	0.63	1.72	/
		有り	0.63	2.22	0.72

	梁部分						
	一般部	なし	2.0	1.5	1.5	1.5	
金属材料	あり	3.1	2.5	2.4	2.4		
	あり	1.3	0.8	0.8	0.8		

ハ、構造熱橋部の基準

鉄筋コンクリート造等において、床、間仕切壁等が断熱層を貫通する部分（乾式構造による界壁、間仕切壁等の部分及び玄関床部分を除く。以下ハにおいて「構造熱橋部」という。）においては、内断熱又は外断熱を採用している場合にあつては、断熱材の施工法及び地域の区分に応じ次の表に掲げる基準値以上、両面断熱を採用している場合にあつては、室内側の断熱材の熱抵抗値が室外側の断熱材の熱抵抗値以上となる場合には次の表に掲げる内断熱に係る基準値以上、室内側の断熱材の熱抵抗値が室外側の断熱材の熱抵抗値未満となる場合には次の表に掲げる外断熱に係る基準値以上となる熱抵抗の断熱補強（構造熱橋部に断熱材等を補うことにより断熱性能を強化することをいう。以下ハにおいて同じ。）を、床、間仕切壁等の両面に行うこと。ただし、柱、梁等が壁又は床の断熱層を貫通し、かつ、壁又は床から柱、梁等の突出先端部までの長さが900ミリメートル未満であるときは、当該柱、梁等がないものとして扱うこととする。

断熱材の施工法	地域の区分			
	1及び2	3及び4	5、6及び7	8
内断熱 断熱補強の範囲 (単位 ミリメートル)	900	600	450	
断熱補強の熱抵抗	0.6	0.6	0.6	

ハ、構造熱橋部の基準

鉄筋コンクリート造等の単位住戸の床、間仕切壁等が断熱層を貫通する部分（乾式構造による界壁、間仕切壁等の部分及び玄関床部分を除く。以下ハにおいて「構造熱橋部」という。）においては、断熱材の施工法及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上となる熱抵抗の断熱補強（構造熱橋部に断熱材等を補うことにより断熱性能を強化することをいう。以下ハにおいて同じ。）を、床、間仕切壁等の両面に行うこと。この場合において、柱、梁等が壁又は床の断熱層を貫通し、かつ、壁又は床から柱、梁等の突出先端部までの長さが900ミリメートル未満であるときは、当該柱、梁等がないものとして扱うこととする。

断熱材の施工法	地域の区分			
	1及び2	3及び4	5、6及び7	8
内断熱工法 断熱補強の範囲 (単位 ミリメートル)	900	600	450	

	の基準値 (単位 1ワット につき平方メートル ル・度)				
外断熱	断熱補強の範囲 (単位 ミリメー トル)	450	300	200	
	断熱補強の熱抵抗 の基準値 (単位 1ワット につき平方メー トル・度)	0.6	0.6	0.6	

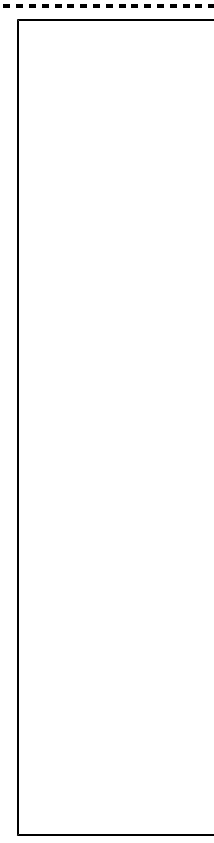
- (3) 開口部の断熱性能等に関する基準
開口部を(1)に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次のイ及びロに定める基準によること。

(削除)	
------	--

	断熱補強の熱抵抗 の基準値 (単位 1ワット につき平方メー トル・度)	0.6	0.6	0.6	
外断熱工法	断熱補強の範囲 (単位 ミリメー トル)	450	300	200	
	断熱補強の熱抵抗 の基準値 (単位 1ワット につき平方メー トル・度)	0.6	0.6	0.6	

- (3) 開口部の断熱性能等に関する基準
開口部を(1)に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次の表に掲げる建築物の種類及び地域の区分に応じた外皮面積の合計に占める開口部の面積の割合(以下「開口部比率」という。)の区分に応じ、次のイ及びロに定める基準によること。

建築物の 種類	開口部 比率の 区分	地域の区分		
		1、2及び 3	4、5、6及 び7	8
一戸建て の住宅	(イ)	0.07未満	0.08未満	0.08未満
	(ロ)	0.07以上0.0 9未満	0.08以上0.11 未満	0.08以上0.1 1未満
	(ハ)	0.09以上0.1 1未満	0.11以上0.13 未満	0.11以上0.1 3未満
一戸建て	(ニ)	0.11以上	0.13以上	0.13以上
	(イ)	0.05未満	0.05未満	0.05未満



イ 開口部 (窓の面積 (当該窓が二以上の場合においては、その合計の面積) が単位住戸の床面積に0.02を乗じた数値以下となるものを除くことができる。) の熱貫流率が、地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

熱貫流率の基準値 (単位 1平方メートル1度につきワット)				
地域の区分				
1、2及び3	4	5、6及び7	8	
2.3	3.5	4.7		

ロ 開口部 (当該開口部の面積の大部分が透明材料であるものに限る。以下ロにおいて同じ。) (天窓以外の開口部で、当該開口部の面積 (当該開口部が二以上の場合においては、その合計の面積) が単位住戸の床面積に0.04を乗じた数値以下となるものを除くことができる。) の建具、付属部材 (紙障子、外付けブラインド (開口部の直近室外側)に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインドをいう。以下ロにおいて同じ。) 及びその他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、開口部に建築的に取り付けられるものをいう。以下ロにおいて同じ。)

の住宅以外の住宅及び複合建築物	(ろ)	0.05以上0.07未満	0.05以上0.07未満	0.05以上0.07未満
	(は)	0.07以上0.09未満	0.07以上0.08未満	0.07以上0.08未満
	(に)	0.09以上	0.08以上	0.08以上

イ 開口部 (窓の面積 (当該窓が二以上の場合においては、その合計の面積。ロにおいて同じ。) が単位住戸の床面積に0.02を乗じた数値以下となるものを除くことができる。) の熱貫流率が、開口部比率の区分及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

開口部比率の区分	熱貫流率の基準値 (単位 1平方メートル1度につきワット)			
	地域の区分			
(い)	1、2及び3	4	5、6及び7	8
	2.91	4.07	6.51	
(ろ)	2.33	3.49	4.65	
(は)	1.90	2.91	4.07	
(に)	1.60	2.33	3.49	

ロ 開口部 (直達光が入射する天窓以外の窓で、当該窓の面積が単位住戸の床面積に0.04を乗じた数値以下となるものを除くことができる。) の建具、付属部材 (紙障子、外付けブラインド (窓の直近外側)に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインドをいう。以下ロにおいて同じ。) 及びその他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、開口部に建築的に取り付けられるものをいう。以下ロにおいて同じ。) 及びひさし、軒等 (オーバードライプ型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。以下ロにお

及びひさし、軒等（オーバードラップ型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から開口部下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。以下ロにおいて同じ。）が、建築物の種類及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又はこれと同等以上の性能を有するものであること。

建築物の種類	地域の区分	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材若しくはひさし、軒等の設置に関する事項
一戸建ての住宅	1、2、3及び4	次のイからニまでのいずれかに該当するもの イ 開口部の日射熱取得率が0.59以下であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が0.73以下であるもの ハ 付属部材を設けるもの ニ ひさし、軒等を設けるもの
	8	次のイからニまでのいずれかに該当するもの イ 開口部の日射熱取得率が0.53以下であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が0.66以下であるもの ハ 付属部材を設けるもの ニ ひさし、軒等を設けるもの
共同住宅等又は複合建築物	1、2、3、4、5、6及び7	

いて同じ。）が、建築物の種類、地域の区分及び開口部比率の区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又はこれと同等以上の性能を有するものであること。

建築物の種類	地域の区分	開口部比率の区分	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材若しくはひさし、軒等の設置に関する事項
一戸建ての住宅	1、2及び3及び4及び5、6及び7	(イ)	
		(ロ)	
		(ハ)	
		(ニ)	
		(ホ)	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射熱取得率が0.74以下であるもの ロ 付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
		(ハ)及び(ニ)	次のイ、ロ又はハに該当するもの イ ガラスの日射熱取得率が0.49以下であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が0.74以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの ハ 付属部材（南±22.5度に設置するものについては、外付けブラインドに限る。）を設けるもの

の住宅部分	8	北±22.5度以外の方位に設置された開口部が次のイからニまでのいずれかに該当するもの イ 開口部の日射熱取得率が0.52以下であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が0.65以下であるもの ハ 付属部材を設けるもの ニ ひさし、軒等を設けるもの
備考 1 「開口部の日射熱取得率」は、日本産業規格A2103に定める計算方法又は日本産業規格A1493に定める測定方法によるものとする。 2 「ガラスの日射熱取得率」は、日本産業規格R3106に定める測定方法によるものとする。		

2 一次エネルギー消費量に関する基準
基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の一次エネルギー消費量に関する
国土交通大臣が定める基準は、暖房設備、冷房設備、全般換気設備

の住宅以外の住宅及び複合建築物	8	(イ)	北±22.5度の方位を除く開口部に付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
		(ロ)	
備考 「ガラスの日射熱取得率」は、日本産業規格R3106 (板ガラスの透過率・反射率・放射率の試験方法及び建築物用板ガラスの日射熱取得率の算定方法) に定める測定方法によるものとする。	8	(ハ) 及び (ニ)	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
		(イ)	
		(ロ)	
		(ハ)	
		(ニ)	
		(イ)	
備考 「ガラスの日射熱取得率」は、日本産業規格R3106 (板ガラスの透過率・反射率・放射率の試験方法及び建築物用板ガラスの日射熱取得率の算定方法) に定める測定方法によるものとする。	8	(イ)	北±22.5度の方位を除く開口部に付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
		(ロ)	
		(ハ)	
		(ニ)	

2 一次エネルギー消費量に関する基準
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号
ロ(3)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準は

(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第20条の8第1項に規定する基準に適合する換気設備をいう。以下同じ。) 照明設備及び給湯設備のそれぞれについて、次のとおりとする。ただし、浴室等(浴室その他浴槽又は身体の清浄を目的とした設備を有する室をいう)、台所及び洗面所がない場合は、(5)の規定は適用しない。

(1) 単位住戸(地域の区分のうち8の地域に存するものを除く。)に採用する暖房設備が、暖房方式及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年国土交通省告示第265号。以下「算出方法等に係る事項」という。)に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

暖房方式	暖房設備及びその効率に関する事項 地域の区分	
	1、2、3及び4	5、6及び7
単位住戸全体を暖房する方式	ダクト式セントラル空調機であつて、ヒートポンプを熱源とするもの	次のイ又はロのいずれかに該当するもの
居室のみを暖房する方式	次のイからハまでのいずれかに該当するもの イ 温水暖房用パネルラジエーターであつて、次の(イ)から(ハ)までのいずれかの熱源機を用い、かつ、配管に断熱被覆があるもの	次のイ又はロのいずれかに該当するもの イ 温水暖房用パネルラジエーターであつて、次の(イ)から(ハ)までのいずれかの熱源機を用い、かつ、配管に断熱被覆があるもの (イ) 石油熱源機で

、暖房設備、冷房設備、全般換気設備、照明設備及び給湯設備のそれぞれについて、次のとおりとする。ただし、浴室等(浴室その他浴槽又は身体の清浄を目的とした設備を有する室をいう。)、台所及び洗面所が無い場合は、(5)の規定は適用しない。

(1) 単位住戸に採用する暖房設備が、暖房方式、運転方式及び地域の区分(地域の区分の8を除く。)に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年国土交通省告示第265号)に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

暖房方式	運転方式	暖房設備及びその効率に関する事項 地域の区分	
		1、2、3及び4	5、6及び7
単位住戸全体を暖房する方式	連続運転	ダクト式セントラル空調機であつて、ヒートポンプを熱源とするもの	ガス熱源機を用いた温水暖房用パネルラジエーターであつて、日本産業規格S2112に規定する熱効率が82.5%以上であり、かつ、配管に断熱被覆があるもの
居室のみを暖房する方式	連続運転 間歇運転 <small>（ホフ）</small>	石油熱源機を用いた温水暖房用パネルラジエーターであつて、日本産業規格S3031に規定する熱効率が83.0%以上であり、かつ、配管に断熱被覆があるもの	強制対流式の密閉式石油ストーブであつて、日本産業規格 ルウムエアコンディショナーであつて、日本産業規格

<p>(イ) 石油熱源機であつて、日本産業規格S3031に規定する熱効率が83.0%以上であるもの</p> <p>(ロ) ガス熱源機であつて、日本産業規格S2112に規定する熱効率が78.9%以上であるもの</p> <p>(ハ) フロン類が冷媒として使用された電気ヒートポンプ熱源機</p> <p>ロ 強制対流式の密閉式石油ストーブであつて、日本産業規格S3031に規定する熱効率が86.0%以上であるもの</p> <p>ハ、ルーフエアコンディショナーであつて、日本産業規格B8615-1に規定する暖房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められ</p>	<p>あつて、日本産業規格S3031に規定する熱効率が87.8%以上であるもの</p> <p>(ロ) ガス熱源機であつて、日本産業規格S2112に規定する熱効率が82.5%以上であるもの</p> <p>(ハ) フロン類が冷媒として使用された電気ヒートポンプ熱源機</p> <p>ロ ルーフエアコンディショナーであつて、日本産業規格B8615-1に規定する暖房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの</p> <p>—0.321×暖房能力(単位 キロワット) +6.16</p>	<p>規格S3031に規定する熱効率が86.0%以上であるもの</p> <p>B8615-1に規定する暖房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの</p> <p>—0.321×暖房能力(単位 キロワット) +6.16</p>
---	---	---

る基準値以上であるもの —0.321×暖房能力 (単位 キロワット) +6.16	
---	--

(2) 単位住戸に採用する冷房設備が、冷房方式に及び、次の表に掲げる事項に該当するもの又は算出方法等に係る事項に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

冷房方式	冷房設備及びその効率に関する事項
単位住戸全体を冷房する方式	ダクト式セントラル空調機であつて、ヒートポンプを熱源とするもの
居室のみを冷房する方式	ルームエアコンディショナーであつて、日本産業規格B8615-1に規定する冷房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの —0.504×冷房能力 (単位 キロワット) +5.88

(3) 単位住戸に採用する全般換気設備が、次のイからニまでのいずれかに該当するもの又は算出方法等に係る事項に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

(2) 単位住戸に採用する冷房設備が、冷房方式及び運転方式に及び、次の表に掲げる事項に該当するもの又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

冷房方式	運転方式	冷房設備及びその効率に関する事項
単位住戸全体を冷房する方式	間歇運転	ダクト式セントラル空調機であつて、ヒートポンプを熱源とするもの
居室のみを冷房する方式		ルームエアコンディショナーであつて、日本産業規格B8615-1に規定する冷房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの —0.504×冷房能力 (単位 キロワット) +5.88

(3) 単位住戸に採用する全般換気設備の比消費電力 (熱交換換気設備を採用する場合にあつては、比消費電力を有効換気量率で除した値) が、換気回数が0.5回以下の場合において、0.3 (単位 1時間につき1立方メートル当たりのワット) 以下であること又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法

- ⌒ 比消費電力（熱交換換気設備を採用する場合にあっては、比消費電力を有効換気量率で除した値）が0.3（単位 1時間につき1立方メートル当たりのワット）以下の換気設備
- ⌓ 内径75ミリメートル以上のダクト及び直流電動機を用いるダクト式第一種換気設備（熱交換換気設備を採用しない場合に限る。）
- ⌔ 内径75ミリメートル以上のダクトを用いるダクト式第二種換気設備又はダクト式第三種換気設備
- ⌕ 壁付式第二種換気設備又は壁付式第三種換気設備
- (4) (略)
- (5) 単位住戸に採用する給湯設備（排熱利用設備を含む。）が、地域の区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又は算出方法等に係る事項に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

地域の区分	
1、2、3及び4	5、6、7及び8
次のイからハまでのいずれかに該当するもの イ 石油給湯機であつて、日本産業規格S2075に規定するモーター熱効率率が81.3%以上であるもの ロ ガス給湯機であつて、日本産業規格S2075に規定するモーター熱効率率が83.7%以	次のイからハまでのいずれかに該当するもの イ 石油給湯機であつて、日本産業規格S2075に規定するモーター熱効率率が77.8%以上であるもの ロ ガス給湯機であつて、日本産業規格S2075に規定するモーター熱効率率が78.2%以

等に係る事項に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (4) (略)
- (5) 単位住戸に採用する給湯設備（排熱利用設備を含む。）が、地域の区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

地域の区分	
1、2、3及び4	5、6、7及び8
石油給湯機であつて、日本産業規格S2075に基づくモーター熱効率率が81.3%以上であるもの	ガス給湯機であつて、日本産業規格S2075に基づくモーター熱効率率が78.2%以上であるもの

<p>上であるもの</p> <p>ハ 二酸化炭素 (CO₂) が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機であって、日本産業規格C92220に規定するふる熱回収機能を使用しない場合の年間給湯保温効率又は年間給湯効率が、地域の区分に応じ、次に掲げる基準値以上であるもの</p> <p>(イ) 1の地域 3.5</p> <p>(ロ) 2の地域 3.2</p> <p>(ハ) 3の地域 3.0</p> <p>(ニ) 4の地域 2.9</p>	<p>上であるもの</p> <p>ハ 二酸化炭素 (CO₂) が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出、同法第十三条第二項若しくは第三項（これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能確保計画の通知、同法第十九条第一項の届出、同法第二十条第二項の通知、同法第二十七条第一項の評価を行う建築士への建築に係る設計の委託又は同法第四十一条第一項の認定の申請がされた建築物に係る外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準については、なお従前の例による。

3 この告示の施行前に住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第三条第一項に規定する設計住宅性能評価及び変更設計住宅性能評価に限る。）の申請がされた住宅（同法第二条第一項に規定する住宅をいう。次項において同じ。）に係る外壁、窓等を通

しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準については、なお従前の例による。

4 この告示の施行前に住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第一項の求めがされた住宅に係る外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準については、なお従前の例による。

5 この告示の施行前に長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第五項までの認定（同法第八条第一項の変更の認定を含む。）の申請がされた住宅（同法第二条第一項に規定する住宅をいう。）に係る外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準については、なお従前の例による。